

産業廃棄物処理施設維持管理基準対応表

維持管理基準(その1)

維持管理基準		計 画
共通基準	i. 受入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	<p>受け入れる産業廃棄物は当工場にて発生するものであり、必要に応じて組成を確認し、処理能力に見合った適正なものか管理します。</p> <p>また、受け入れる産業廃棄物の内、廃油及び廃液は液位計により計量します。廃活性炭はフレコンバックで貯蔵場所に受け入れます。そこから活性炭懸濁液製造(バッチ操作)に必要な量だけタンクに受け入れます。</p>
	ii. 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	<p>廃棄物の供給量については、その値が一定値に保たれるシステム(FIC:流量指示調節計)を採用し、その量が処理能力を超える事のないよう管理します。</p> <p>もし廃液(廃活性炭を含む)供給量が処理能力の設定値を10%超過し、この状態が1分間以上続く場合は自動的に廃液の供給を停止するシステムとします。</p> <p>廃油に関しても同様とします。</p>
	iii. 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	<p>産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じた時は直ちに原因を明らかにし、必要な施設の運転を停止します。また流出した産業廃棄物の回収作業を行い、原因の解明と再発防止対策を講じます。</p>
	iv. 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	<p>施設の正常な機能を維持するため、毎日施設の点検を行います。</p> <p>又、1年間に1回の定期修理期間を設け施設の点検・補修を行います。</p>
	v. 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	<p>貯蔵設備からの廃棄物の移送はポンプによる密閉圧送で、飛散、流出、及び悪臭の飛散を防止します。定期的に巡回監視及び点検を行います。</p>
	vi. 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	<p>蚊、はえ等の害虫が発生しないように管理するとともに、構内の清潔維持に努めます。</p>

産業廃棄物処理施設維持管理基準対応表

維持管理基準(その2)

維持管理基準		計 画
共 通	vii. 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	騒音、振動を発生するおそれのあるものとしてコンプレッサー、計空コンプレッサー、燃焼空気ファンがあります。これら3基の空気機械はALC造りの建物内に収納します。燃焼空気ファンは吸込み/吐出側とも、サイレンサーを設置し且つ本体はラギングを実施して周囲の環境を損なわないようにします。 この他に廃ガスブロワーが設置されていますが小型のナッシュタイプです。 又、巡回監視で管理していきます。
	viii. 施設から排水を放流する場合はその水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	本施設内に中和設備を設けます。施設で発生する排水は中和処理し、排水水クーラーにて冷却した後工場内の活性汚泥処理水と合流して公共下水道に放流します。工場全体の放流水の水質検査は法の定め、ならびに関係当局との協議結果に従って行います。
基 準	ix. 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。	維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存します。

産業廃棄物処理施設(焼却施設)維持管理基準対応表

維持管理基準(その3)

	維持管理基準	計 画
個 別 基 準	a. ピットクレーン方式によって燃焼室に廃棄物を投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	本施設は液体廃棄物の焼却炉ですので本項は該当しません。
	b. 燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。 ただし、「ガス化燃焼方式により廃棄物を焼却する焼却施設」及び「1時間当たりの処理能力が2t未満の焼却施設」にあつてはこの限りではない。	本施設の処理量は2t/時間未満の焼却施設に該当します。廃棄物は配管を使用して供給され、直接炉内に投入されますので外気と遮断られた状態を維持できます。又、流量調節装置により投入量を自動定量調節します。
	c. 焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること。ただし焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつてはこの限りでない。	本施設では水溶性無機塩を湿式処理しておりますので焼却灰は発生しません。
	d. 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	焼却炉の立ち上げ時は、13A都市ガスの助燃用バーナーを用いて800℃以上とした後、廃油を投入して燃焼し、炉温を速やかに上昇させ950℃～1,050℃とした後に廃液・汚泥を投入するシステムとします。
	e. 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、廃棄物を燃焼し尽くすこと。	本施設は液体廃棄物の焼却炉であり、廃棄物は炉内に噴霧されると瞬時に蒸発し酸化分解されますので停止時の廃棄物の炉内残留は発生しません。
	f. 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	炉内の燃焼ガスの温度を連続的に測定する温度計及び記録するための装置を設けており、常時測定、記録します。
	g. 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね、摂氏200度以下に冷却すること。 ただし集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあつてはこの限りではない。	燃焼ガスは焼却炉出口のクエンチャー及びチャンバーにおいて多量の水と接触することにより、おおむね摂氏90度まで冷却されます。

産業廃棄物処理施設(焼却施設)維持管理基準対応表

維持管理基準(その4)

維持管理基準		計 画
共 通	h. 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(「g」のただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ記録すること。	チャンバー出口の燃焼ガスの温度を連続的に測定する温度計及び記録するための装置を設けており、常時測定記録します。
	i. 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	本施設では水溶性無機塩を湿式処理しており、ばいじんのたい積はありません。
	j. 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるように廃棄物を焼却すること。	連続記録計付き一酸化炭素濃度計を設置し、排出ガス中の一酸化炭素濃度を管理し完全燃焼を行います。
	k. 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ記録すること。	煙突に一酸化炭素濃度計を設置しており、常時測定し、記録します。
基 準	l. 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二(第十二条の七関係)の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるように廃棄物を焼却すること。	<p>煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を1ngTEQ/Nm³以下となるように、廃棄物を安定して高温で焼却します。</p> <p>①800℃以上での燃焼(ほぼ1000℃) ②2秒以上の焼却炉滞留時間(2.3秒) ③200℃以下への排ガスの急冷(おおよそ90℃)</p> <p>を遵守します。</p>
	m. 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る)を6ヶ月に1回以上測定し、かつ記録すること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、大気汚染防止法に定められた項目及び周期での定期測定を実施いたします。

産業廃棄物処理施設(焼却施設)維持管理基準対応表

維持管理基準(その5)

維持管理基準		計 画
個	n. 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	設備の定期点検及び定期校正等を実施し、各機器が正常な状態を維持すると共に日常運転管理を行うことで排ガスの排出規制値を維持するように努めます。
	o. 煙突から排出される排ガスを、水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	減湿塔及びベンチュリースクラバーで排ガスと接触した水は充填物ゾーンで分離されて、飛散を防止する。尚、流出する排水は排水ピットに集められた後、排水ポンプで送水されて排水クーラー及びストレーナーを経由して45℃未満で公共下水道に放流されます。
別	p. ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。 ただし当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備に用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合はこの限りではない。	本施設では、ばいじんおよび焼却灰は発生しません。
	q. ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	本施設では、ばいじんおよび焼却灰の溶融は行いません。
準	r. ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	本施設では、ばいじん及び焼却灰の焼成は行いません。
	s. ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあってはばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	本施設では、ばいじん及び焼却灰のセメント固化処理または薬剤処理は行いません。

産業廃棄物処理施設(焼却施設)維持管理基準対応表

維持管理基準(その6)

維持管理基準		計 画
個	t. 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	異常加熱の発生を防止するために、焼却炉内温度を常に検知し、万一その温度が設定値(1,200℃)に達した場合には助燃料(都市ガス)廃油及び廃液の自動遮断弁を閉止できる設備とします。 又、消火設備は消防法を遵守した屋外消火栓及び消火器を設置します。
	u. 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。	焼却炉下部に温度計を設置し、炉頂部に設けた助燃装置を用いて、燃焼室の出口における炉温を950℃～1,050℃に保ちます。
別		
基		
準		